

問題行為により新型コロナウイルス感染拡大を招いた
学生団体に対する活動の制限措置に関するガイドライン

令和4年4月19日 学生委員会 制定

令和4年5月20日 学生委員会 改正

1. 目的

学生団体の問題行動に起因して新型コロナウイルスの感染拡大が生じた際、長崎大学における学生の課外活動に関する規程第13条の規定に基づき措置を行うにあたって、その基準等を定める。

2. 学生団体への措置

学生団体の行為に起因して新型コロナウイルスの感染拡大が生じた場合、その原因となった行為が学生の行動制限または課外活動の制限に違反する行為であった場合、以下の措置をとることができる。

- (1) 警告
- (2) 活動の停止

3. 措置の手続きと執行

感染拡大防止の観点から迅速な対応を行うため、措置の審議と執行については以下のとおり取扱う。

ア. 5名以上のクラスター等、感染の規模が大きい場合

学生支援課において、感染拡大の原因行為及び結果を、以下の観点に基づいて確認する。

① 行為の悪質性

感染拡大の原因が以下の場合には悪質性があると判断する。

- ・感染拡大の原因となった行為が、学生の行動制限または課外活動の制限に違反する行為であった場合
- ・感染状況の報告に虚偽があり、更なる感染拡大を招いた場合

② 結果の重大性

感染拡大の結果が以下の場合には重大性があると判断する。

- ・感染拡大の結果、5名以上のクラスターが発生した場合
- ・濃厚接触者が多数発生し、授業・実習等の実施が困難となった場合
- ・その他、上記と同等とみなされる場合

確認の結果、「①行為の悪質性」と「②結果の重大性」が共に認められた場合、活動停止措置をとるものとし、学生支援課により作成した措置案を学生委員会に文書会議等により諮り、措置を決定する。

なお感染拡大防止の観点から、副学長は措置の決定までの間、当該団体に一時的な活動停止を命じることができる。

イ. 5名未満の陽性者等、感染の規模が小さい場合

感染拡大防止の観点から、副学長は、学生委員会の議を経ずに当該団体に一時的な活動停止を命じる。その上で、感染拡大の原因となった行為が悪質な場合は警告を与える。その後、警告を行った場合について、学生委員会に報告する。

なお、過去に警告を受けた団体で、再び警告を受ける行為があった場合、結果の重大性があるものとし、学生委員会により措置を検討する。

4. 措置期間と活動の再開の条件

前項による活動の停止措置の期間及び活動の再開に関する諸条件については、以下のとおりとする。

ア. 5名以上のクラスター等、感染の規模が大きい場合

「①行為の悪質性」と「②結果の重大性」が共に認められる場合、活動停止期間は1か月を目安とする。また、副学長が措置の決定までの間に命じた一時的な活動停止の期間は、活動停止期間に算入することができる。

その他、感染拡大状況等を鑑みて、活動の再開に際しての諸条件を課すことができる。

イ. 5名未満の陽性者等、感染の規模が小さい場合

副学長が命ずる一時的な活動停止期間は1週間を目安とする。